



EC-Council 講座受講規約

EC-Council 講座受講規約は、株式会社 Armor Tech Lab (以下「当社」という)より提供 する EC-Council 講座（以下「本講座」という。）の申込みおよび受講について、本講座の受講者（以下「受講者」という）の権利及び義務について規定するものです。受講者は、本規約に同意することを条件に本講座を受講できるものとしします。

第1条（総則）

1. 当社は、受講者に対し、EC-Council 講座を提供するものとしします。
2. 当社および受講者は、本規約が定める義務を誠実に履行するものとしします。
3. 本規約の他に、当社が、受講マニュアル、e-mail 等で本講座の受講条件を受講者に提示した場合は、当該受講条件等も本規約の一部を構成するものとしします。

第2条（守秘義務）

1. 本受講に伴い、EC-Council が秘密情報を受講者に開示することに対して、受講者は下記の項目に同意するものとしします。
 - a. 受講者は、本受講で知りえた秘密情報の秘密を保持すること。
 - b. 受講者は、本講座の利用目的以外で秘密情報またはその一部を使用してはならない。
 - c. 受講者は、EC-Council 認定資格取得者および受講者以外の者に秘密情報またはその一部を開示してはならない。
 - d. 受講者は、本講座で新たに取得したスキルを違法もしくは悪意のある攻撃のために使用しないこと。また、コンピュータシステムを危険にするツールは使用しないこと。
 - e. EC-Council および当社から要求があった時点で、受講者は秘密情報もしくはその一部の喪失、誤用または不正開示を防止するために必要とされる一切の行為を行い、その報告文書を作成に同意すること。
 - f. 受講者は、秘密情報の全部もしくは一部を複製してはならない。また、複製はすべて、秘密情報とみなされ、秘密情報として明確に特定される。
 - g. 本講座の物理テキストを当該コース受講者および資格取得者以外に譲渡または共有されてはならない。
 - h. 受講者は、すべての秘密情報を安全な場所に保管すること。
 - i. すべての秘密情報は、EC-Council に帰属するものとし、そのすべておよび一部の複製はそれらの作成時点で EC-Council の帰属物となる。

第3条（知的財産権）

1. 本受講にて知り得た秘密情報は EC-Council の特許、登録商標、未登録意匠、商標、商号その他権利を受講者に譲渡するものではありません。

以上